

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 経済環境部 環境推進課
- 2 監査実施日 令和5年11月24日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和4年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 西村 一伸
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の閲覧、帳簿突合、質問等の予備監査を行った。

また、監査当日は、経済環境部長ほか関係職員の同席の下、所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (4) 公金の取り扱いは、適正に行われているか。
- (5) 前回の監査で指摘した事項は、適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、前回指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

9 監査の結果に添える意見

環境推進課では、自然環境保全や廃棄物の処理など様々な事業を実施しており、廃棄物の焼却熱エネルギーの発電で売電収入を得つつ、令和3年度の家庭系可燃ごみの排出量は平成20年度から18.1%削減するなどの成果を上げている。

しかし、ごみ処理においては生ごみの減量化について課題が見受けられた。中でも生ごみの「水切り」は、減量化だけでなく燃焼効率アップなど、CO2削減にも繋がる重要なものである。そのため、市では「水切り」について市民に協力を求め、生ごみ処理機等の購入への補助制度も設けている。また、「一般廃棄物（ごみ）処

理基本計画」を策定し、市民一人当たりのごみ排出量やその評価結果などを類似都市や県内都市との比較分析と合わせて掲載している。

一方、ホームページでの情報提供において、情報が各所に分散して掲載されており、見つけにくいことや、行動計画の具体性やその効果がわかりにくい、各種指標の最新の実績や分析結果が明記されていないなど、市民が閲覧し理解をするのが難しい状況である。

市民の積極的な参画を求めるには、市民の行動変容を促すための工夫が必要であり、図示やグラフを用いて情報を一元化するなど、端的にわかりやすく最新の情報を提供することが重要である。

今後とも市民が理解しやすい情報の提供を心掛け、リサイクルなどの推進と合わせてごみ排出量の削減を図るとともに、CO2 削減への繋がりとその効果についても明示するよう努められたい。